

■会議結果報告書■

会議名称	第8期札幌市子どもの権利委員会 第1回委員会
日 時	令和7年7月29日（火）18：00～20：00
場 所	子ども未来局大会議室（中央区南1条東2丁目大通バスセンタービル2号館2階）
出席委員	12名出席/15名中

議題等	概要
開会	【子ども育成部長挨拶】 【各委員挨拶】 【事務局紹介】
正副委員長を選任	【正副委員長の互選】 ・委員の互選により、委員長に寺島委員、副委員長に千葉委員を選出。 【正副委員長挨拶】
事務局説明：子どもの権利委員会について	【事務局説明】 ・以下の資料に沿って、「子どもの権利委員会」について説明。 《資料1》子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組について
事務局説明：子どもの権利の取組について	【事務局説明】 ・以下の資料に沿って、「子どもの権利の取組」について説明。 《資料2》子どもの権利について（パワーポイント資料） 【主な質問・意見】◇委員 ◆事務局 ◇P14にアシストセンターの相談実績があるが、実際の相談内容は見ることができるか。 ◆（石堂子どもの権利推進課長）子どもからの相談として学校生活に関するものが最も多く、次いで家庭生活や性格行動に関するものが多くなっている。具体的な内容については、子どもアシストセンターのホームページに掲載している「活動状況報告書」に記載されている。 ◇P19の小学生・中学生向けパンフレットについて、どのくらいの学校で使用されているか。 ◆（石堂子どもの権利推進課長）使用状況についてのデータは取っていないが、多くの学校で使用されていると聞いている。 ◇アシストセンターについて、子どもからの相談と大人からの相談ではどちらが多いのか、また、相談内容に違いはあるのか。 ◆（石堂子どもの権利推進課長）令和5年度では、子どもからの相談が67.8%と最も多く、次いで母親からの相談が23.6%となっており、子どもと母親を合わせると約9割となる。相談内容については、子どもは学校生活、友人関係が最も多く21.2%、次に精神不安が19.7%となっている。大人からの相談は親子・兄弟関係が最も多く、続いて養育・しつけに関するものが8%となっている。

◇P19のパンフレットは具体的にどのように学校で使われているか。

◆（石堂子どもの権利推進課長）小学校では道徳の授業、中学校では公民の授業の中で、権利条約と関連づけて使われている。

◇P14のアシストセンターの救済の申立て2件について教えてほしい。

◆（石堂子どもの権利推進課長）一件目は、申立人の子どもが通う特別支援学級で、法律の基準に反する編成や運用が行われていることによって、子どもの権利が侵害されているという申立てである。これについては、学校に聞き取り等の調査をした結果、法に反する学級編成や運用は確認されず、調査をすることが明らかに適当ではないと認められるとして調査を終了した。二件目は、申立人と離別した子どもが申立人と面会交流できず、子どもの権利が侵害されているという申立てであり、子どもの負担軽減も考慮した上で、家庭裁判所による手続きが最善であると判断され、調査することが明らかに適当ではないと認められるとして、調査の実施には至らなかった。

◇P16の子ども議会について、以前の委員会の際に、委員から話し合うテーマを押しつけられたと感じるような運営方法があったと意見があったが、それを踏まえてテーマ設定や議論の仕方をどのように改善したのか。

◆（石堂子どもの権利推進課長）今年度の子ども議会では、参加者が話し合いたいテーマを応募時に記載し、その上でグループ分けを行うことを予定している。

◇P14のアシストセンターの相談実績について、1,085人の相談、延べ3,234件とあるが、平均すると1人3件であり、1人1回で終わるケースも多いと思う。相談が継続することはあまりなく、傾聴して終わることが多いのか。また、調整活動が28件、128回となっており、相談件数全体からは少ないように思う。

◆（小松調整担当係長）令和6年度の実績として、調整活動は28の案件について128回、救済の申立ては2件と数自体は少ないが、子どもの権利救済機関子どもアシストセンターは権利の救済機関ではあるものの、相談に関しては、子どもの権利侵害に関わらず、間口を広く設けているため、調整活動や救済の申立てに至らず、相談対応だけで2、3回で解決するものも多い。

◇P19のパンフレットについて、いつ頃に配付しているのか、またどのような依頼文をつけ、どのように学校へ広報しているのか。

◆（野村子どもの権利推進担当係長）子どもたちが不安定になりやすい夏休み明けである8月末から9月上旬に各学校に送付している。送付時には、パンフレットのポイントをまとめたプリントを添付し、活用の案内をそえて配付をしている。

◇長期休暇明けに行ってほしいという意図があるなら、授業計画はそれ以前に組むため、もう少し早い時期の方がよい。また、初任や中堅教員の研修において、優れた取組をしている学校の指導案を紹介すると思う。

◇このパンフレットを使用して小学校などに職員が出向き、講義やレクチャーをする取組はあるか。

◆（野村子どもの権利推進担当係長）出前講座として資料2のパワーポイント資

料を使い行っている。学校から依頼があれば出向くというスタイルのため、札幌市からもPRをしていきたい。

◇高校生向けのパンフレットがないということだが、これからつくる計画はあるか。

◆（野村子どもの権利推進担当係長）現在、高校生向けのパンフレットはない。毎年、高校1年生にPRチラシの配付をしているが、自分たちで考える機会も大切だと思うので、高校生へのアプローチについては今後検討していきたい。

◇学校が勉強以外のことを押し付けられているようにも感じる。行政としてはこのようなパンフレットを作成することで成果につながるという面もあるだろうが、内容にボリュームもあり、文字数も多く、作り過ぎと感じる。先生が子どもにどう伝えるかではないか。

◆（野村子どもの権利推進担当係長）広報物についてはやや多いと感じており、今後は吟味することや、効果的な広報の仕方も含めて検討していきたい。

◇パンフレットについて、小学校では道徳や公民、総合的な学習で扱うことが可能と思う。直接授業に使うという方法に加えて、先生からのメッセージとして指導に使うという間接的に使うことも考えられる。

また、3年間使うものとなっているが、継続して使用することが難しい場合もある。そのため、ページ数を減らし、各学年用をつくり5月頃に配付することで、1年間を見通し、授業で直接もしくは間接的に使ってもらえると思う。

今の教科書はQRコードがたくさんあるため、1人1台端末でQRコードを読み取って画像を見たり、ワークシートにしたり等もっと使い勝手がよい方法も考えられる。

◇子どもの権利条例について、虐待やヤングケアラーは、権利侵害になると思うが、それに対する罰則はないため、改善するにはどういう方向で考えていくべきか。子どもの権利条約を聞いたのは20年ほど前かと思うが、その間、どのくらい改善されたかと考えると、虐待は増え、ヤングケアラーという言葉はなかったため、子どもを取り巻く環境がすごく変わったと感じる。

◆（石堂子どもの権利推進課長）子どもの権利条例では罰則は設けていないが、まず、子どもも大人も一体となって、子どもの権利があるということを理解することが大切と考えている。権利の侵害があったときの救済はもちろんのこと、権利侵害が起きないように未然の防止という意味では、子どもの権利について認知度を上げ、理解を促進することが大事である。

なお、令和6年度の調査では、「子どもの権利の認知度」は子どもで7割を超えており、条例制定の平成21年度に比べて、35ポイント上昇している。一方で、大人の認知度は約6割であり、条例制定時と比較して、約11ポイント上昇となっているため、今後は、子どもに対する普及啓発はもちろんのこと、大人に対してのアプローチも重要だと考えている。